

大阪府環境影響評価条例第9条第1項の規定により知事に提出された
方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

1 対象事業の名称

(仮称) 阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業

2 条例第6条の規定による方法書の写しの縦覧期間

令和4年9月16日から同年10月17日まで

3 条例第9条第1項の規定による方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

令和4年9月16日から同年10月31日まで

4 条例第9条第1項の規定により知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの
意見書の提出件数 333件

5 知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

次表のとおり

1 事業計画に関すること

(1) 事業目的

- Ⅰ 産業集積用地の造成を目的とすると記載されているが、内容を見れば建設残土の処分場が目的ではないか。
- Ⅰ 建設発生土の受け入れ施設を造ることも事業目的になっているのではないか。
- Ⅰ 土砂受入、土砂搬入が目的の事業ではないか。
- Ⅰ 産業集積用地の造成とあるが内容をみれば埋め立てである。
- Ⅰ 事業者説明会に参加したが、主目的は「建設発生土」を買い取る事業内容であり、主目的完了後にメガソーラー建設等をすればよいと考えているように受け取った。
- Ⅰ 建設発生土の受け入れだけで、数百億円から数千億円。大量の土砂の搬入自体が大きなビジネスであり、それが本事業の目的ではないか。
- Ⅰ どこかの土砂を処分するための計画ではないか。
- Ⅰ 建設残土の処理に困っているのではないか。
- Ⅰ 10年間にわたる残土処分場事業として評価しなければならない。
- Ⅰ 埋めたての目的をはっきりさせてほしい。企業誘致が目的であれば、わざわざ自然をこわさなくても、スカイタウンには多くの空地があり、それを使うべきである。残土処理が目的であれば、それをはっきりさせて住民に意見を求めるべきである。

(2) 企業誘致

- Ⅰ 山の上の造成地はアクセスが悪く、災害時に道の崩落等の影響も考えられ、使い物にならないのではないか。
- Ⅰ 従業員の通勤の便が悪い。
- Ⅰ 大規模な企業誘致前提の造成事業で計画通り誘致が進んだ事例があまりない。
- Ⅰ りんくう地区の企業誘致も思うように進まず、阪南スカイタウンの企業向け造成地も今なお空地がある。
- Ⅰ **10** 数年後に企業誘致できるか疑問。
- Ⅰ 造成地の需要の見通しをどのようにたてたのか。
- Ⅰ 「産業用地の需要に対応」としているが、具体的に誘致する企業名称を公表してほしい。
- Ⅰ 誘致企業の確実な開発計画と予算の収支を明確にした誓約書の提出を条件付けするべきである。

(3) 事業計画地の選定

- Ⅰ 建設発生土の処分地として適地であるか、真剣に検討されたのか。
- Ⅰ 企業誘致が目的であれば、阪南スカイタウン内の空地や **26** 号線の貝掛バイパス付近の空地、深日ランプ周辺の空地や岬町内の企業用地でよいのではないかと。

(4) 事業の継続性

- Ⅰ 工事中の資金計画を明らかにし、社会情勢の変化等による施工途中の延期や中止、計画の中止などの不測の事態発生時に原状回復などについて十分対応できるのかという懸念を払しょくしてほしい。
- Ⅰ 膨大な開発資金が予測され、計画期間が長期に及ぶが、社会情勢の変化等による計画の中止時の原状回復のリスクアセスメントはあるのか。
- Ⅰ 事業未完成で放置される原因を防ぐ観点から、建設発生土の安定的確保の見通しについて示してほしい。また、建設発生土受入量と事業収入の関係も示してほしい。
- Ⅰ 本事業の事業者は不動産業、不動産賃貸業が主な事業であり、協力企業、下請け企業の管理ができるか不明である。
- Ⅰ 資本金わずか **8,500** 万円の企業であり、開発途中に汚染された土が混入していた場合、土砂撤去費用を負担できる資金力があるかどうか不明である。
- Ⅰ 実績のない事業者が大規模な盛土工事をしてほしくない。

(5) 交通計画

- Ⅰ 一般国道 **26** 号は現在でも時々渋滞しており、造成地ができることで府道和歌山阪南線とともに渋滞する。
- Ⅰ 箱の浦ランプで車両の出入をしようとしているが、とても不便であり、交通事故発生の危険がある。

- Ⅰ 7年半で **237 万 m3** の建設発生土を1日 **300** 台の **10 t**トラックで運ぶのは無理がある。
- Ⅰ 土砂搬入が7年半で終わるのか。
- Ⅰ 箱の浦ランプの改造内容を具体的に示してほしい。
- Ⅰ 箱の浦ランプ周辺の道路について、矢印だけの表示ではなく、合流部分の詳細図を示してほしい。
- Ⅰ 一般国道 **26** 号との合流付近の整備後の工事着手とし、侵入道路付近での粉じん等による被害と混雑の防止に努めてほしい。
- Ⅰ 工事初期の箱作ランプから桃の木台内市道を通る計画、中期・後期の箱の浦ランプからの車両の出入りについて、交通事故発生のおそれがある。安全対策を具体的に示してほしい。
- Ⅰ 桃の木台造成時に工事車両専用ルートを作ったように、初期工事から箱の浦ランプからの搬入搬出としてほしい。
- Ⅰ 1日 **300** 台とは **1** 時間に **40~50** 台であり、とてもスムーズに搬入車両が現場へ出入り出来るとは思えない。箱作ランプ側道で待機停車することがあり得る。
- Ⅰ 箱作ランプ和歌山方面出入口側道には昼食時に大型車両が駐車している。運転手の休憩場所・施設が必要であるが、どこに設置するのか示してほしい。
- Ⅰ 一般国道 **26** 号は自然渋滞が起きており、土日は特にひどい。箱作ランプを毎日大型ダンプが **300** 台も **U** ターンすることで慢性的な渋滞が予想される。
- Ⅰ 1日 **300** 台が8時から **17** 時に平均して通行するとは考えられない。通行台数のピーク時間帯への対応について示してほしい。
- Ⅰ 土砂搬出入時の交通量抑制対策を具体的に示してほしい。
- Ⅰ 土砂運搬搬入に関して一般国道 **26** 号を使用しないよう変更を求める。
- Ⅰ 箱作ランプでのUターンは法令上可能なのか。
- Ⅰ 伐採樹木を搬出する車両の台数について示してほしい。

(6) 工事計画

- Ⅰ 重機や車両を谷川に降ろす作業について具体的な方法を示してほしい。
- Ⅰ 工事等の監視体制が不明である。
- Ⅰ 工事中に見学路を設けてオープンにし、市民の目に触れるようにしてほしい。
- Ⅰ 計画地内の最高盛土高さを阪南スカイタウンの桃の木台 **6** 丁目と同レベル若しくは高低差を **10m** 以内に抑えてほしい。
- Ⅰ 単に開発申請であれば、スカイタウン同様同じ地上高での切土で良いのではないか。
- Ⅰ 隣接する阪南スカイタウンとの高低差が約 **55~65m**にもなる。これほどの異常な盛土高さにする必要があるのか。

(7) 搬入土の管理

- Ⅰ 搬入土砂の品質は、物理的性状を含めてどのように検査し、保証するのか。搬入前の検査方法と検査場所、有害物質を含んでいた場合の処置、事前検査の結果は現場に文書で報告されるのか、その報告書は市民が確認できるか、について明らかにしてほしい。
- Ⅰ 改良土・再生土はどのように処理された土かを明らかにしてほしい。
- Ⅰ 搬入土は現場でどのような確認を行うのか。
- Ⅰ 搬入土の土砂の品質などの確認方法が甘い。
- Ⅰ 重金属、ダイオキシン、アスベスト等が含まれていても目視判断は極めて難しい。
- Ⅰ 事前に検出できないものや悪意ある業者の存在が否定できない。
- Ⅰ 「改良土（産業廃棄物は含まれない）」の意味があいまいである。改良土が産廃を含まないのは当たり前のことである。
- Ⅰ 搬入土に建設汚泥や解体がれき等が含まれるのではないか。
- Ⅰ 建設発生土受入れの際、土砂の品質管理のため、市民と専門家の第3者機関による体制をつくり、搬入前、搬入中の効果のあるチェックが必要である。また、搬入前に約束した事項を搬入開始後違反した場合、搬入作業を中止する旨の約条が必要である。
- Ⅰ 「定期的に排水の水質検査を行うこと」は汚染の有無を搬入後に調査するだけであり、産廃や有害物質を含む建設発生土の搬入を防ぐことにならない。
1日 **300** 台と搬入量が多いため、水質検査は毎日行われるべきと考えるが、検査頻度を示してほしい。
- Ⅰ 定期的に排水の水質検査を実施するとの記載について、汚染土が紛れ込むことを考慮し、水質の連続計測とし異常発生 of 早期発見に努める体制の整備を求める。また異常時の処置・対策が記載されていないので追加が必要である。
- Ⅰ pHや電気伝導の測定等について、毎日市民の目に触れるようにしてほしい。
- Ⅰ 水質検査で基準を超えた有害物質が検出されるなど、異状があれば、土や排水にどのような措置をとるのか。

(8) その他

- Ⅰ 事業計画の再考、中止を求める。
- Ⅰ 事業の実施に反対である。
- Ⅰ 自然をこわして残土処理を受け入れることに反対する。
- Ⅰ 外部から搬入する土砂を受け入れて、より災害を大きくするような事業は行うべきではない。
- Ⅰ 熱海の土砂崩れの事例があり、よくこんな事業ができるものだと驚く。
- Ⅰ 土砂を捨てたいなら人が住んでいないところにしてほしい。
- Ⅰ なぜ自然破壊をしてまで企業を誘致しなければならないか疑問に思う。
- Ⅰ 自然を壊し、災害を引き起こすおそれのある事業に強く反対する。

- Ⅰ 他所から土砂を搬入する必要性が無い。
- Ⅰ 自然豊かな阪南市において、当事業は持続可能な社会（SDGs）とは正反対のものであり、また、少子高齢化社会において無用の長物となりかねない。
- Ⅰ 工業用水などの給水計画を示してほしい。
- Ⅰ 地元にもメリットがなく、自然破壊と恐怖を残すだけの事業である。
- Ⅰ 地の利を生かして地域に貢献できる、果樹園やスポーツ施設などの事業なら受け入れてくれるのではないかな。
- Ⅰ 定期的な住民説明会や問題が発生した場合の事業停止、話し合いの場の設定を行ってほしい。
- Ⅰ 地域の環境計画等との整合について、事業計画は阪南市地域防災計画（平成 27 年）に整合しているのか。
- Ⅰ 供用時の協定書の具体的な内容を示してほしい。
- Ⅰ 本事業の事業者は、同社ホームページによると、同様の埋立工事を実施した実績が記載されておらず、環境マネジメントシステム等も構築されていない。環境保全・防災面で信頼性を担保するものがないことから事業主として不適と考える。
- Ⅰ 当初計画の阪南西部丘陵ニュータウン開発との比較検証はしたのか。
- Ⅰ 当初計画の阪南西部丘陵ニュータウン開発の許可は取り消しなどするのか。

2 大気質、騒音等に関すること

- Ⅰ 1日 300 台、往復 600 台のダンプが U ターンを含めて行き来し、工事車両が加われば、騒音、振動、低周波音、排気ガス、粉じんなどで環境を悪化させるおそれがある。
- Ⅰ 工事車両、土砂搬入ダンプは坂道を登るため、騒音や排気ガスが大きくなる。
- Ⅰ 現場への出入り車両のタイヤの洗浄と、道路への土砂や石の散乱のないように徹底してほしい。
- Ⅰ 阪南スカイタウン開発時には発破がなされた。地盤が強固な場合に発破はしないのか。
- Ⅰ 方法書に造成工事の具体的な内容の記載がなく、工事中の環境対策等が欠落していた。30 数年前の関西国際空港造成土砂採取・宅地造成工事の際には、発破の振動による家屋、擁壁、地盤への被害、土埃による日常生活阻害（洗濯干し中の汚れ、土埃による家屋内外の汚れ）等の被害が発生したが、これらについての記載がない。
- Ⅰ 過去のバイパス延伸工事、阪南スカイタウン造成工事時にはひどい粉じんが発生していた。本計画は 10 年という長期間工事が続く。造成工事や工事車両による粉じんによる健康被害を危惧する。粉じんに付着してコロナウイルスや有害物質が拡散しないかも心配である。
- Ⅰ 工事現場、工事車両の防塵対策を示してほしい。
- Ⅰ 工事現場からのアスベスト飛散の可能性が否定できない。

- Ⅰ 地形的に、海側方向からの風は遮るものがなく、阪南スカイタウン一帯に強風が吹き込みやすくなっており、粉塵が漂いやすい環境となっているので、その点も考慮した上で粉塵による健康被害の事前調査と、粉塵の発生防止対策の徹底をお願いしたい。
- Ⅰ 車の通行が増えることにより排気ガスや騒音の問題がある。
- Ⅰ 工場等の稼働による騒音、大気汚染、悪臭による環境汚染のおそれがある。
- Ⅰ 大気質の現況調査として、環境基準に定めのある物質以外に、開発行為の特性から降下ばいじん量の計測を、工事着手前の最低でも四季(通年)を通し、境界線上の複数点及び阪南スカイタウン3自治会住民センターで実測し、評価するよう求める。

3 水質に関すること

- Ⅰ 工場等の稼働に伴う汚水による水質汚濁、機械油等による環境汚染のおそれがある。
- Ⅰ 誘致企業から排出される汚染水・廃棄物による池・川・海岸への汚染のおそれがある。
- Ⅰ 搬入土の汚染に伴う地下浸透水による水質汚染の可能性が否定できない。
- Ⅰ 搬入土の汚染に伴う地下水汚染、ため池、川を通じて農地被害や海域汚染につながるおそれがある。
- Ⅰ 搬入土の汚染に伴う井戸の水質汚染により人体に影響する。
- Ⅰ 建設発生土による埋立のため有害物質を含むおそれがあることから、土地の改変について、地下水の水質の生活環境項目と健康項目を環境影響評価の項目として選定する必要がある。
- Ⅰ 水質の現況調査について、田山川については、普通河川に該当しているため、既存資料ではデータ採取ができないことから、茶屋川と同程度の水質調査を実施する必要がある。
- Ⅰ さとうみに直接注ぐ田山川の水質調査地点が少なすぎるのもっと増やすべきである。
- Ⅰ 茶屋川、田山川と海岸等の水質への影響を調べてほしい。
- Ⅰ 水質の評価指針に「異常時の対応が記載されていること」を追加すべきである。

4 地盤沈下に関すること

- Ⅰ 地盤沈下の項目について、地下水の採取がないことにより選定しないとなっているが、相当に厚く広範囲な埋立及び盛土地であることから、選定する必要がある。

5 土壌汚染に関すること

- Ⅰ 他建設現場からの土砂搬入は様々な現場から搬入されると思われ、汚染された土砂の持込みも想定出来る。
- Ⅰ お金を支払って処分しなければならない土砂は、品質が低く、汚染されている場合が多いと聞く。

- Ⅰ 土壌汚染の厳格なチェックを「土壌汚染が懸念されるような場合に」限るようでは搬入土を管理できないのではないかと。
- Ⅰ ガイドラインに準拠した調査方法による化学的性状に関する分析結果表の提出を求めず、予めチェックすることにより汚染土の搬入を防止し、分析結果表の提出の必要がない工事については汚染のおそれがないことを確認できる土地の利用状況等調査結果報告書の提出を求めるとの記載について、汚染土の搬入を防止するため、全ての搬入土について化学的性状に関する分析結果表の提出とすることを求める。
- Ⅰ 方法書の環境配慮の内容に、土壌汚染について管理方法等を追加する必要がある。

6 地象に関すること

(1) 工事計画

- Ⅰ 本方法書には、近年の異常気象の増加をどの様に捉え、大規模な建設残土の搬入・埋立を実施しようとするのか事業者の環境・防災に対する姿勢が記載されていない。現行の法令・規制等に合致していれば問題がないという高圧的な方法書となっている。
- Ⅰ 方法書 25 ページの工事の内容図の凡例に盛土量≒257 万 m³（うち、搬入量≒310 万 m³（地山土量））と記載があり、説明会で質問したらミスとの回答であった。また、土量表示が地山土量・ルーズ土量・締固め後土量のいずれかの表示がない。誤記や記入漏れのある資料では検討できない。
- Ⅰ 造成法面を全面コンクリート強固擁壁で囲う補強計画はあるのか。
- Ⅰ 事業用地内（21ha）の盛土土中に地滑り防止壁を数か所設置する計画はあるか。
- Ⅰ 土石流を止めるダム計画はないのか。
- Ⅰ 計画では良好な土砂で厚み 30 cm 毎にローラーでプレスする事になっているが、実際に行われるか疑問である。工事が始まれば、なし崩しに不良な工事を行った際の監視の目が行き届かない事が考えられる。
- Ⅰ 造成に使用される「フトン籠堰堤」について、具体的な説明がほしい。特に採用のメリット・デメリットや強度、選定した理由の説明がほしい。
- Ⅰ 東新池の堰堤の安全性に開発の影響がないのか、根拠を含めて示してほしい。

(2) 切土・盛土

- Ⅰ 一般的に山間部の開発は切土が災害に強いとされている。丘陵地で造成をする場合、切土と盛土のバランスを 1 対 1 近くにし、地形変形を最小にするのが一般的である。
- Ⅰ 山間部の用地造成の切土盛土は事業地内だけで行うべきである。
- Ⅰ 外部から土砂を搬入しなくとも、計画地内の切土によって造成できると思われる。
- Ⅰ 事業地内で切土・盛土をして自然災害に強い安全な開発をするべきである。
- Ⅰ 大量の盛土により、現況地盤レベルとの高低差は約 50m ほどにもなる。切土と比較して圧倒的にリスクの高い盛土量の削減、搬入土の削減を再考いただきたい。

- Ⅰ 切土 **93** 万³に比べて盛土 **237** 万³と圧倒的に多く、計画地は住宅地から **500**mも離れていない。住宅地より **50**mも高く盛土するとは、恐ろしい。
- Ⅰ 本事業の切土・盛土の方法が安全とする根拠を示してほしい。
- Ⅰ 本事業による安全な盛土の厚さについて、防災・技術面からの評価を記載する必要がある。
- Ⅰ 固い地盤の上に大量の盛土をして安全という根拠を示してほしい。
- Ⅰ 評価結果を公益社団法人土木学会等の専門機関に再評価を依頼し、その見解を方法書の中で公表することにより、建設残土による大規模造成の安全性を示して欲しい。
- Ⅰ 周囲の山のボーリング調査を徹底してほしい。
- Ⅰ アセスメントにおいて公正な立場の土木工学・力学に知識のある複数の意見を入れる必要がある。
- Ⅰ 阪南市 **HP** 内の議会説明資料 **8/19** 全員協議会説明資料に参考として記載されている「阪南町西部丘陵開発構想（ウェスト・パーク・ヒル）（**1987**年**4**月策定）」では、当時の予定土量は切土・盛土とも **430** 万³で今回計画より多いものの、開発地内で土量バランスの均衡を取っていたと見受けられる。本事業は用途が事業用地のためなるべく平坦な土地を確保したいとしても搬入土量が多すぎるのではないか。
- Ⅰ 第3種・第4種建設発生土は粘性土であり、通常は、土質を改良した上で用途を限定して使用するものとされているが、方法書の記述では粘性土も無条件に受け入れることになるのではないか。
- Ⅰ 粘性土が搬入されれば、締固め出来るわけではない。

(3) 土砂災害

- Ⅰ 山が雨水によって浸食され崩壊するのは自然の摂理であり、山に土砂を搬入し造成すればいつかは土石流となって崩壊する。
- Ⅰ 全国で台風や大雨が原因で盛土が崩れ土石流による災害が多発しており、そのたびに「**100**年に一度の雨量」「想定外の雨量」などと報道されている。
- Ⅰ 阪南市では昭和 **27**年**7**月**11**日に当時大阪管区気象台始まって以来の大雨を記録し、鳥取池が決壊し多くの被害をもたらされた。**2018**年**7**月の豪雨の際に住金住宅の住民センター付近で造成地が崩壊し被害が出た。そのような地元の過去の雨量を把握しているのか。
- Ⅰ 工事中や造成中に線状降水帯が起きたら盛土が崩れて甚大な被害になるのではないか。
- Ⅰ 事業計画地西端部直下に大河内池が近接して存在する。集中豪雨等による土砂災害が流入すればため池からオーバーフローして田山川を通じて川下周辺の農地に被害が及ぶことが想定される。
- Ⅰ 気象の評価指針として「地球温暖化の影響を予測し、降水量の増加及び豪雨等を考慮した対策がされていること、異常時の対応が記載されていること」を追加すべきである。

- Ⅰ 和泉山脈には中央構造線が横断しており、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されている。東京ドーム 2 杯分の土砂の盛土が震度 7 クラスの地震でも安全なのか。
- Ⅰ 南海トラフの時等の津波の影響を受けにくいと記載しているが、地震時に逆に盛土が集中豪雨等で水分を含んでいた時は土石流になって下流の住宅地に流れ込まないか。
- Ⅰ 集中豪雨時に大きな地震が発生した場合の退避場所を考えているのか。
- Ⅰ 阪南市が公表しているハザードマップにおける想定災害が発生した場合の災害危険度が、本計画によりどの程度増すのか示してほしい。
- Ⅰ 10 年にわたる長期の計画であり、造成工事中に大雨や巨大地震が発生する可能性があることから、造成工事中に想定災害が発生した場合の災害危険度を示してほしい。
- Ⅰ 地象の選定理由に、南海トラフ巨大地震等の大規模地震に対する評価をすることが記載されていないため追記する必要がある。
- Ⅰ 地象の現況調査について、過去の地震の発生と危惧される南海トラフ巨大地震等の発生予測時期・震度等の調査を追加するべきである。
- Ⅰ 土地の安定性の予測対象時期について、豪雨・地震時を追加し、埋立地域の崩壊を予測する必要がある。
- Ⅰ 地象の評価指針に「南海トラフ巨大地震等の大規模地震に耐える強度があること、異常時の対応が記載されていること」を追加するべきである。
- Ⅰ 他所の埋立地で発生した地震（東日本大震災等）の影響について検証し設計に配慮する事項を記載する必要がある。
- Ⅰ 土石流災害が発生するおそれがあり、危険である。山の下での生活に恐怖を感じる。
- Ⅰ 自然災害拡大の原因になる可能性がある。
- Ⅰ 事業計画地の下流や周辺には近くに住宅地があり、人命に危険を及ぼす。
- Ⅰ 土石流災害により事業計画地に近接する一般国道 26 号などが長期間閉鎖するおそれがある。
- Ⅰ 完成後の造成地が長期に利用されない場合は造成地や法面が荒廃し、災害の原因になりかねない。未利用地の管理責任について示してほしい。
- Ⅰ 計画搬入土量 237m^3 は、熱海市の土石流災害時の搬入土量 7.5m^3 に対して巨大であり、現状の地形を大きく変化させる計画であり、土砂災害の危険度が高まるのではないかと懸念する。
- Ⅰ 2021 年 7 月に熱海市伊豆山地内で大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じた現実がある。その原因が不法な土地改変行為とされ、近年益々降雨強度の強い気象が予測される中、同種の類似災害がアセスに反映され具体的な評価がされているのか。
- Ⅰ 昨今、毎年全国各地で台風や大雨による自然災害とともに盛土が土石流となって多くの被害が発生している。

- Ⅰ 阪南市のハザードマップでは、「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」が事業計画地の海側に広範囲に存在しており、以前のハザードマップでは事業計画地内に土砂災害危険地域があった。この地域の山側エリアを切土して **237** 万 m³ の盛土をすることで今以上の災害リスクを増やすことになる。
- Ⅰ 我々、そして未来の我々の子孫に対して、時限爆弾をセットする事業である。
- Ⅰ 他の場所で実施された同種の埋立工事、土石流災害等の事例を調査し、本工事に環境・防災面でどの様な改善されているかを記載し、住民の不安解消に努めるべきである。

7 水象に関すること

(1) 調整池・沈砂池の計画

- Ⅰ 地球温暖化に伴う降水量予測を考慮した沈砂池および調整池の容量・性能とする必要がある。
- Ⅰ 東新池の上流に予定している調整池の調整能力を具体的に示してほしい。
- Ⅰ 1号調整池について、想定している降水量と貯水量、降水量に対する貯水率、東新池への放流量を示してほしい。
- Ⅰ 調整地、沈砂池の容量や調整能力・除去性能等について、詳細な評価をしてほしい。
- Ⅰ 業務施設用地と道路用地を合わせた **23ha** 以上に対し、1時間 **100mm** の雨の場合に **1ha** の調整地で調整能力に不足はないか。短時間雨量最高レベルの時に調整能力があるのか。
- Ⅰ 造成地内調整池の東側道路側面水路水の流出先はどこか。桃の木台用の既設池に流出するのであれば能力の調査が必要である。
- Ⅰ 現状、大雨の際に茶屋川では大増水が見られる。調整池で調整できると言い切れるのか。
- Ⅰ 工事中の雨水排水について、豪雨による工事中埋立地からの濁流流出など、沈砂池の処理能力超過等の異常時の対応を検討し対策すべきである。
- Ⅰ 1号調整池は桃の木台 **6** 丁目住宅地のすぐそばである。決壊・オーバーフロー・子どもの水難事故につながるのではと危惧する。

(2) 河川への影響

- Ⅰ 谷川は、事業計画地内にも、隣接する自然林に幾筋もあり、普段は水量が少ないが、雨の後は濁流のようになる。
- Ⅰ 土地の保水力低下により河川流量の増加が懸念される。
- Ⅰ 現在の茶屋川は桃の木台を造成する際に川幅を拡張し水路のコースを変更して排水対策をしたが、本事業に伴い茶屋川の河道の拡張・改修等の排水対策計画があるのか。
- Ⅰ 茶屋川の上流、中流には住居と川が接近した危険箇所がある。茶屋川の保全、保守、監視体制の強化（土石の堆積、樹木・草の撤去）が必要である。

- Ⅰ 東新池の余水吐からの流出はすぐに滝となり、ほとんどが畑に流れている。また、茶屋川の砂防ダムから川に合流する部分は未整備である。早急に整備願いたい。東新池は現状でも時々一段低い堤防から越水するが、東新池堰堤の新設あるいは補強工事を考えているのか。
- Ⅰ 茶屋川への流入量の比較のため、現状と開発後の分水嶺について事業者にお問い合わせしたところ、同じにしているとの回答であったが、具体的な比較ができないので、開発前後の分水嶺を示してほしい。
- Ⅰ 開発に伴う茶屋川及び東新池への雨水流入量を不変とする根拠を明らかにしてほしい。
- Ⅰ 方法書に茶屋川の**24**時間最大雨量の排水能力が方法書に記載されていない。茶屋川水系で1時間最大降雨**145.5mm**、**24**時間総雨量**1,150mm**との既存資料に整合するのか。
- Ⅰ 方法書の環境配慮の内容に、「河川の水量・水位・湖沼への流入水量~（中略）~影響の回避に努める」と記載されているが、豪雨時等異常時の具体的対応を明らかにしてほしい。
- Ⅰ 異常時の対応につなげる基礎となる重要な事項であることから、水質の予測方法に、豪雨で処理能力を超えた場合を追加し、豪雨時の濁流は、どの程度排出されどの様に河川・海域に放流・拡散されるかのシミュレーション等が必要である。
- Ⅰ 水象の現況調査について、4地点としているが、茶屋川及び田山川本流の河口近くの水質調査を追加するべきである。
- Ⅰ 事業の前後の茶屋川の流量の変化の予想について示してほしい。また、短時間異常降雨の想定、茶屋川の流出係数及び河況係数の変化の予想についても示してほしい。
- Ⅰ 阪南市にある自然林すべてを開発せずに後世に残すこと、保安林に指定することを提案する。小さな沢の水の流れは、自然林が残る山から発生している。水源かん養機能からも今回の開発計画を断念することを望む。

(3) 降水量

- Ⅰ 地球温暖化がすすむ昨今、降水量は、計画されている基準量よりも、大幅に増える事は必定である。
- Ⅰ 机上の排水をきちんとしても昨今の豪雨に対応できるか疑問である。
- Ⅰ 地球温暖化の影響による降水量の増加を評価するため、土地の改変・造成地の存在について気象の項目を選定する必要がある。
- Ⅰ 気象の状況について、地球温暖化による降水量及び異常気象の増加を把握するため、調査時期を過去5年間から過去5年間及び将来の予測として**10**年後、**20**年後、**100**年後を追加し、調査資料方法については、**IPCC**・環境省等の論文等とすべきである。

- Ⅰ 過去5年間に発生した豪雨の実績（1時間値及び24時間降水量、月最大降水量）、地球温暖化を考慮した降水量変化予測、地球温暖化を考慮した豪雨の発生頻度と予測される降水量の予測が必要である。地球温暖化を考慮した気象予測については、10年・20年・100年等の間隔で長期の予測が必要である。IPCCや環境省等より多くの研究論文が公表されているので参考にすればよいと考える。

8 生態系に関すること

(1) 陸域生態系

- Ⅰ 阪南市は府内でも自然が残されている市である。本事業は豊かな自然環境を破壊するものである。
- Ⅰ 国道26号線の開通、近隣の宅地開発等で、自然林はかなり減った。
- Ⅰ 事業計画地や周辺では、天然記念物のオオワシ、オオタカ・ハチクマ、フクロウ、トンビ等猛禽類、ウグイス、カワセミ、アカショウビン、ドバト、カラス、など様々な野鳥、イノシシ、ノウサギ、サル、タヌキ、アナグマ、テン、モグラ、オオケマイマイ、ヒメボタル、クロバイ、タマミズキ、コウヤボウキも見た。珍しいシダや草花などが消されるのはいけない。
- Ⅰ 開発事業をとりやめ、生態系豊かな、生物多様性を育む自然林を残してほしい。
- Ⅰ 希少種などは、造成後の土地でより増えるようにすべて移植してほしい。
- Ⅰ オオタカ、ウナギ、キンランなど、絶滅危惧種や準絶滅危惧種が確認された場合の対応を示してほしい。
- Ⅰ 山に住んでいたイノシシが住宅に現れないようにしてほしい。
- Ⅰ スカイトウン東側エリアの本事業者への売却も反対する。このエリアは阪南市でも数少ない自然環境の両高地で、希少な植物・昆虫・鳥類の生息地である。
- Ⅰ 茶屋川水系・田山川水系、東新池には大阪府作成のレッドリストに記載の種も含めて多くの種類のトンボが生息しており、ホタルの観察もできる。埋め立てによる生息範囲の消滅や水質の変化により、トンボの消滅・激減は確実に起こるため、事業には反対である。
- Ⅰ 汚染された建設残土の搬入による水質汚染のために茶屋川と田山川の生物に影響する。

(2) 海域生態系

- Ⅰ 茶屋川河口ではアサリの採取、田山川河口のせんなん里海公園の人工磯浜ではワカメの採取がされており、ウミホタルも生息する。さとうみと茶屋川の間自然海岸には、アマモが生息し、魚類の産卵場所である。土砂の一部が川を経て大阪湾に流れ、漁業に影響するおそれがある。
- Ⅰ 田山川はせんなん里海公園のビーチにつながり、茶屋川は下庄漁港の横に河口がある。未来の子供たちに残すべき大切な自然環境、牡蠣やワカメの養殖場を含む豊かな漁場が汚染されないよう、大量の建設残土の搬入を許すべきでない。

- Ⅰ 土砂に含まれる有害物質が海に到達すればカキ、ノリ、ワカメの養殖などができなくなり、魚が売れなくなる。
- Ⅰ 土砂に含まれる有害物質が川から海に流れ出せば、川ではホタルが死滅し、ウナギが遡上できなくなる。
- Ⅰ 海域生物・海域生態系の評価が造成地の存在時のみとなっているが、埋立工事が10年の長期に及ぶため工事の実施中も対象とする必要があることから、土地の改変時にも選定する必要がある。
- Ⅰ 海域生態系の現地調査について、河川水質のみで海域水質の調査の予定がない。茶屋川及び田山川の海域でそれぞれ水質調査を追加するべきである。
- Ⅰ 周辺海域に生息する魚介類の生態系への影響が懸念されることから、事前調査をしてほしい。

9 人と自然との触れ合いの活動の場に関すること

- Ⅰ 紀泉アルプスのハイキングコースの眺望が損なわれる。
- Ⅰ 田山川沿いに南海霊園、大河内池の横を通り俎石山に至るルートはスカイタウン側からの登山道と並び、隠れたハイキングコースの一つとなっている。大河内池の上方に隣接する大量の盛り土が崩壊し、土砂災害が発生すれば、観光資源であるハイキングコースの一つを失うことになるので危惧する。
- Ⅰ 阪南市が整備したハイキングコースは開発予定地外にあるが、予定地内にはよく利用される登山道があるので、保全の策を講じてほしい。
- Ⅰ 土砂に含まれる有害物質が川から海に流れ出せば海水浴ができなくなる。

10 景観に関すること

- Ⅰ 緑豊かな箱作の山々の景観が損なわれることは箱作のマイナスになる。景観の維持を強く望む。
- Ⅰ 家から見える景色を気に入っているが、この景色景観が失われる。
- Ⅰ 事業計画地は山林であり、歴史的・文化的景観の構成要素となるような建築物等は存在しないことから、環境配慮事項として選定しないと記載されているが、森林を破壊する大規模な埋立て自体が環境破壊につながるものであり、選定を除外する理由とならない。
- Ⅰ 日本各地では、ゴルフ場の乱立、ソーラ発電施設の設置等で、山林が虫食い状態になっている現実があるが、本事業も同様の影響を与えたとの認識がされていない。
- Ⅰ 景観の現地調査について、俎石山付近のハイキングコースからの景観の変化を記録する必要があるため俎石山頂上付近（大阪湾を一望できる地点）を調査点として追加するべきである。

11 地球環境に関すること

- Ⅰ 約59haもの緑地面積減少で地球温暖化に拍車をかける。

12 その他

- Ⅰ 事業者のホームページにはこの事業について何も載っていなかった。家のポストにある日、急にこの事業についての用紙が配布され、読んだだけでは納得できない。
- Ⅰ 分りやすく説明会などを開催し、地域住民が納得できるよう、丁寧な説明をすべきである。
- Ⅰ 市民の意見を聞き、住民合意で進めるべきである。
- Ⅰ 市民に周知してメリットデメリットをすべて理解してもらったうえで市民投票なりで採決後の事業であれば賛成する。
- Ⅰ 近隣住民の反対があれば問題である。強行せず、まず住民と話し合いをすることが大事である。
- Ⅰ 隣接する住宅地は静かな第1種住宅地域であり、地元住民の意見を尊重してほしい。
- Ⅰ 上流で造成事業が行われることで、漁業に風評被害が起こる可能性がある。
- Ⅰ 環境アセスメントを実施する請負会社が偏りのない評価ができるか、地震・防災・環境保全等について、どの様な目線で評価したのか、アセスメント請負会社としてのコメントを方法書及び環境アセスメント評価書に記載してほしい。
- Ⅰ 専門家の意見を聞く委員会を開催すべきである。
- Ⅰ 市長や議員が本事業の誘致を進め、推進していると聞いた。市民のことを考えて行動してほしい。
- Ⅰ このような事業を推進する市や議会に疑問を感じる。
- Ⅰ 市民の命を守るのが議員や市長の役目、責任である。
- Ⅰ 市民の意見を聞くことなく阪南市が計画変更までして災害のおこることに方針転換したことに疑問を感じる。
- Ⅰ 阪南市の財政再建の財政シュミレーションに、本事業の企業誘致による税収を見込み、下流域の住民の生命財産をないがしろにしている。
- Ⅰ 本事業は、阪南市の市民憲章に反している。特に5つ目の「恵まれた自然と調和したまちをつくりましょう」に反している。
- Ⅰ 市の意見書を作成するのに約400万円も使って有識者から意見を聞くそうである。市は、まず市民から意見を聞くべきである。
- Ⅰ 市長や議員はもっと市民の意見を聞くべきである。
- Ⅰ わずか14万m³の土砂を外部から搬入する事業に対し、住民に寄り添った取組を行った貝塚市をみならうべきである。
- Ⅰ 他の場所で大きい事故があったのに、市だけで勝手に話を進めるのは、住民感覚と大きくかけ離れている。住民が何も分からないまま不安しかない状態で話を進めるのはやめてほしい。
- Ⅰ もっとすばらしい海や里の自然を活かした町づくりを望む。美しい阪南市の街を、次の世代、またさらに次の世代も安心して暮らせる、ずっと長く暮らしていきたい街であってほしいと願う。

- Ⅰ 近年、産業誘致ゾーンの造成事業において自治体が設置許可をおこなって施行した後、トラブルが長期に亘っている例が、あとをたたない。造成地区が転売を重ねた後、日本人以外の業者に移り、スクラップ保管場となり、騒音、振動、汚水、異臭騒ぎが続出し、火災も複数発生し、日本語が通じる人がいないために行政は注意のみで指導さえしていない例がある。阪南市として、事前にそういったことが予想されるなら、施設を規制する実効的な法令を可決してからすべきである。
- Ⅰ 大阪府、阪南市はこの事業についてチェックしているのか。決定に関与しているのであれば、その過程をいつでも閲覧できるようにし、意見、質問に随時対応していただきたい。
- Ⅰ 阪南市が中心となって、府と共に事業計画内容を再チェックし、住民への安全性と経済効果等を評価しないと、危険が及ぶ可能性が非常に高いので阪南市への適切な指導を願う。
- Ⅰ 土砂災害があった場合に市や府は責任を持てるのか。
- Ⅰ 府知事は府が選任した専門家の意見を取り入れて土砂堆積場の設置に断固反対の声明を出してほしい。
- Ⅰ このような生命を危機にさらす事業は大阪府知事が先頭に立って回避すべきである。府の英断を期待する。
- Ⅰ 造成工事前、工事中、造成後の各段階を含んだアセス計画なのか。
- Ⅰ 下流域の住民のみなさんを守る、慎重なアセスの審査を望む。
- Ⅰ 環境アセスのやり直しを求める。
- Ⅰ 方法書には、山林の所有者がS Kハウジング株式会社と記載しているが、同列企業の株式会社バイセップスではないのか。いい加減な方法書で意見を求める大阪府に疑問を感じる。
- Ⅰ 本事業に関して、決定内容、議事録、今後の事業内容、立案書、市民への説明状況、アセスメントなどの詳細な情報公開を求める。